

用語解説、関係法令

■コミュニティバス

国土交通省通達「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」では、次のように定義している。

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、以下の方法により運行するものをいう。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス（乗車定員11人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む。）
- (2) 市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送

奥州市では、(1)に該当するものが水沢コミュニティバス、前沢バス、衣川コミュニティバス（タクシー車両）、水沢街なか循環バス及び廃止路線代替バスである。(2)に該当するものが市営バスである。

ただし、奥州市バス交通計画では、水沢コミュニティバス、前沢バス、衣川コミュニティバス、水沢街なか循環バス及び市営バスをコミュニティバスとし、廃止代替バスと区分して表記している。

■デマンド運行

利用者の需要（デマンド）に応じて運行させる運行形態。路線バスのように運行ルートを決める方法やIT技術を活用するなど、デマンド交通システムには様々なバリエーションがあるが、どの方法も少ない利用者を少ない車両数で効率的に輸送することを目指している。前沢バスで採用しているデマンド交通システムは、1台のタクシー車両で予約した人たちの家まで迎えに行き、それぞれの目的地まで送り届ける運行方法（ドア・ツー・ドア）。

■乗合タクシー

11人未満の人数を運ぶ営業用自動車を利用した乗合自動車。主に過疎地など需要が低く、路線バスの機能が十分に発揮できない場所などで運行されている。奥州市では衣川コミュニティバスがこれにあたる。

■平均乗車密度

起点から終点まで平均して何人乗車しているかを示す数値で、次の算式により算出する。

$$[\text{運賃収入} \div (\text{平均賃率} \times \text{実車走行キロ})]$$

$$\text{※平均賃率} = \text{停留所相互間総運賃額} \div \text{停留所相互間総キロ程}$$

■距離制運賃、ゾーン制運賃、定額制運賃

- ① 距離制運賃 距離に応じた運賃システム。定額の基本料金に距離に応じた運賃を加算する。長い路線に適している。（廃止路線代替バス、岩手県交通路線、東磐交通路線）
- ② ゾーン制運賃 距離制と似ているが、路線をいくつかのゾーンに分け、通過するゾーンの数に応じて運賃を計算するシステム。定額制運賃と距離制運賃の中間的なシステムである。（市営バス、水沢コミュニティバス、衣川コミュニティバス）

- ③ 定額制運賃 どこまで乗っても同じ運賃システム。運賃収受が簡単で、狭いエリアの運行に適している。広いエリアでは、短距離利用と長距離利用で不公平感が出てくる。(前沢バス、水沢街なか循環バス)

■コミュニティバスの導入に関するガイドライン（抜粋）

3 コミュニティバスの導入に際し留意すべき事項

(1) 基本的考え方

地域の交通ネットワークの整備にあたっては、路線定期運行を基本としつつ、当該地域の特性に応じたその他のサービスを組み合わせることによって、全体として整合性のとれたネットワークを構築することが重要である。

公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業者が運行するコミュニティバス以外の路線定期運行をいう。）を補完し、これと一体となって当該地域の交通ネットワークの一部を形成するものであることから、その導入にあたっては、路線、区域、運行時刻等において路線バスとの整合性を図るよう十分留意する必要がある。

(2) ～ (3) 略

(4) 運賃及び料金等

一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う場合の運賃及び料金については、他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、財政負担を踏まえつつ、安全運行に必要な費用を確保できること及び持続的な運行が可能であることにつき、十分に検討する必要がある。

市町村運営有償運送による場合の旅客から収受する対価については、「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて（平成18年9月15日付け国自旅第144号）」の定めるところによる。

■自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて（抜粋）

1 市町村運営有償運送の場合

市町村運営有償運送のうち専ら交通空白輸送を行うものに係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、当該地域における撤退前の一般乗合旅客自動車事業の運賃を目安とする。(以下 略)